

# 金融ADR制度のご案内

きらぼしライフデザイン証券株式会社

金融 ADR 制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

きらぼしラップに関する業務（特定投資助言・代理業）に関する紛争については、これら弁護士会の紛争解決手続きをご利用いただけます。

<特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) >

住 所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館  
電 話 番 号 : 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受 付 時 間 : 月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分

<第一東京弁護士会 仲裁センター>

住 所 : 〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号 弁護士会館 1 1 階  
電 話 番 号 : 03-3595-8588

受 付 時 間 : 月曜日～金曜日 10 時 00 分～12 時 00 分 / 13 時 00 分～16 時 00 分

<第二東京弁護士会 仲裁センター>

住 所 : 〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号 弁護士会館 9 階  
電 話 番 号 : 03-3581-2249

受 付 時 間 : 月曜日～金曜日 9 時 30 分～12 時 00 分 / 13 時 00 分～17 時 00 分

<東京弁護士会 紛争解決センター>

住 所 : 〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号 弁護士会館 6 階  
電 話 番 号 : 03-3581-0031

受 付 時 間 : 月曜日～金曜日 9 時 30 分～12 時 00 分 / 13 時 00 分～15 時 00 分

(いずれも祝祭日、年末年始を除く)

以 上

(2021年3月)